

知事登録普通肥料・指定混合肥料・特殊肥料生産の手引き 肥料の名称について

【肥料の名称】	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
---------	----------------------------------	---

平 和 2 年 1 2 月

千葉県農林総合研究センター検査業務課

<各申請・届出の提出先及び問い合わせ先>

千葉県農林総合研究センター検査業務課
〒266-0014 千葉市緑区大金沢町9 4 1-1
電話：043-291-1875 Fax：043-291-1876

【肥料の名称】

登録肥料の登録申請や、指定混合肥料、特殊肥料の生産の届出に際し、申請者が決めた肥料の名称で申請・届出することになりますが、名称を決めるに当たり、以下に示す決まりからはずれることのないよう注意して名称をつけてください。

1 全ての肥料について

(1) 肥料の主成分、原材料または施肥効果について、誤解を生ずる恐れのある名称をつけることはできません。

いけない例 各成分量が5%に満たないにもかかわらず「園芸用肥料555」とするなど

例2 家畜の生糞であるにもかかわらず「家畜糞100%堆肥」とするなど。
〔醗酵していない家畜糞は特殊肥料の「動物の排せつ物」に指定されているのに、堆肥と名乗るのは誤解を生ずる。〕

例3 肥効が有限であるにもかかわらず「永久効果肥料」とするなど。

(2) 他人の商標を名称に使用し、名称が重複することで問題となることがしばしばあります。登録商標などになっていないかどうかを各自事前に調査し、問題ないことを確認してから名称につけてください。

(3) 他人の名称、他の会社名、他人(他社)の商標、他人(他社)の商号などについては、使用しても問題ないかどうか十分確認の上、肥料の名称に使用してください。

2 普通肥料について

(1) 全ての普通肥料について

ア 申請者が申請する「保証する主成分の種類」または「保証成分量」が異なるものごとに、異なる名称としてください。

イ 肥料の登録先や届出先が、農林水産大臣と都道府県知事の両方になる場合には別々の名称をつけ、それぞれに登録申請や届出をしてください。その場合、保証する主成分の種類や保証成分量が同じであったとしても、別々の名称としてください。

いけない例 有機質原料と椰子灰の組み合わせによる化成肥料(大臣登録)の他、有機質原料と骨灰の組み合わせによる化成肥料(知事登録)を上記大臣登録肥料と同じ名称で登録申請するなど。

ウ 保証する主成分の種類や保証成分量が同じであったとしても、登録肥料と指定混合肥料の両方がある場合は、別々の名称としてください。

エ ふりがな^{あだな}つきの名称や、^{こやし}図案を用いた名称をつけることはできません。

いけない例 渾名肥料 584 長肥料 ㊦印肥料 ☆◇肥料 ㊦肥料

オ 「高度」の文字を肥料の名称の中に用いる場合は、窒素、りん酸、加里のうち、2つ以上の成分を保証していて、窒素、りん酸、加里のそれぞれの成分(全量、く溶性、水溶性成分など)の内、最も多い保証成分の合計量が30%以上の場合に限ります。

いけない例 保証成分がP30%のみにもかかわらず、高度蒸製骨粉とするなど。

例2 保証成分がN:P=9%:20%なのに、高度肉骨粉とするなど。

例3 保証成分がAN=8%、CP=15%、WP=10%、CK=5%、WK=4%の肥料の場合、Nで最も多い成分がANで8%、PではCPが15%、KではCKが5%であり、N+P+K=8+15+5=28なのに、高度化成肥料とするなど。

カ 都道府県標準複合肥料と紛らわしい文字(「〇〇県」、「標準」、「基準」、「奨励」など)を、都道府県標準複合肥料ではない肥料の名称とすることはできません。

キ 「完全」などの文字を肥料の名称の中に用いる場合は、窒素、りん酸、

加里の3成分とも保証している場合に限りです。

いけない例 完全魚かす粉末肥料 等(魚かす粉末は加里の保証はない)

ク 肥料中に有機質の原料を使用したことを名称で表したいときは、どのような有機質の原料を用いた場合でも、「有機入り」の文字で表してください。ただし、その有機質の原料由来の窒素量は0.2%以上含んでいる必要があります。

(化成・配合肥料の場合。有機質原料100%の有機質肥料は「有機入」でなくとも「有機」の文字を使用して構わない<H28.2.4農水省より確認済み>)

(2) 登録肥料について

ア 該当する「肥料の種類」以外の肥料の種類を、その肥料の名称中に用いることはできません。

イ 「りん安」「りん酸アンモニア」を肥料の名称とする場合は、 $\text{NH}_4\text{H}_2\text{PO}_4$ と $(\text{NH}_4)_2\text{HPO}_4$ の含有量の合計が70%以上の場合に限りです。

ウ 「りん酸一アンモニア」「りん酸二アンモニア」を肥料の名称とする場合は、それぞれの化学物質が90%以上の割合である場合に限りです。

エ 肥料の原料名を名称中に入れる場合は、「磷安」「硫磷安」「尿素磷安」「塩磷安」「磷硝安」「硝酸加里」などの文字は用いても構いませんが、それ以外の場合は、公定規格の「肥料の種類」欄に書かれている種類名を用いることを原則とします。

(3) 指定配合肥料について

公定規格の「肥料の種類」欄に書かれている種類名を名称中に用いる場合は、その指定配合肥料が、その肥料の種類の公定規格に適合している場合に限りです。

参考：肥料取締法の一部改正に伴う今後の肥料取締について(昭和59年4月18日付け59農蚕第1943号)